

重要事項説明書

株式会社湖楓

訪問看護かえで

滋賀県草津市追分南一丁目 8 番 34 号

TEL 077-566-7532

(指定事業所番号：2560690113)

1. 事業者について

- (1) 法人所在地 滋賀県野草津市追分南一丁目7番3号
- (2) 法人名 株式会社湖楓
- (3) 代表者氏名 代表取締役 佐藤 亮

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定（介護予防）訪問看護事業所 令和元年5月1日 指定
- (2) 事業所番号
- (3) 事業所の目的 株式会社湖楓（以下、「事業者」という。）が開設する訪問看護かえで（以下「事業所」という。）が行う訪問看護事業及び介護予防訪問看護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護職員（保健師、看護師又は准看護師）が、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）であり、主治の医師が必要と認めた高齢者に対し、適正な訪問看護及び介護予防訪問看護（以下「訪問看護等」という。）を提供することを目的とする。
- (4) 事業所の名称 訪問看護かえで
- (5) 事業所の所在地 〒 5 2 5 - 0 0 4 8
滋賀県草津市追分南一丁目8番34号
- (6) 電話番号 0 7 7 - 5 6 6 - 7 5 3 2
FAX番号 0 7 7 - 5 6 6 - 7 5 3 3
- (7) 管理者氏名 東浦 善行
- (8) 運営方針

訪問看護の提供に当たっては、要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

介護予防訪問看護の提供に当たっては、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

事業の実施に当たっては、市町村、地域包括支援センター、居宅介護（介護予防）支援事業者、その他保健・医療・福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

「滋賀県介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の従業者

ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例（平成 25 年 3 月 29 日滋賀県条例第 17 号）」、「滋賀県介護保険法に基づく指定介護予防サービスの事業の従業者ならびに設備および運営ならびに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成 25 年 3 月 29 日滋賀県条例第 20 号）」、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）及び健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）等医療保険各法の規定を遵守する。

(9) 通常の事業の実施地域

草津市、大津市（青山中学校区）

(10) 営業日、営業時間、休業日

営業日	月曜日～金曜日
営業時間	9：00～17：00
サービス提供時間	年中無休 9：00～17：00
休業日	土曜日、日曜日、祝祭日 年末年始（12月30日～1月3日）

3. 職員の配置状況<令和 6 年 12 月 1 日現在>

(1) 事業所では、利用者に対して指定（介護予防）訪問看護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

職 種	常勤専従	非常勤専従	常勤兼務	非常勤兼務
管 理 者			1	
看 護 職 員			1	5
理学療法士				1
作業療法士				3

※ 職員の配置については、指定基準を満たしています。

(2) 職員の勤務体制と担当業務

職 種	業 務
管理者	管理者は、主治医の指示に基づき適切な指定（介護予防）訪問看護が行われるよう必要な管理及び従業者の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定（介護予防）訪問看護の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

看護職員	看護職員は、主治医の指示による指定（介護予防）訪問看護計画に基づき指定訪問看護に当たる。
理学療法士等	理学療法士等は、主治医の指示による指定（介護予防）訪問看護計画に基づき指定訪問看護に当たる。

4. 介護保険被保険者証等の提示のお願い

サービスをご利用になる前に、必ず介護保険被保険者証及び介護保険負担割合証、健康保険被保険者証、公費受給者証等をご提示ください。また、記載内容に変更があった場合にも必ずご提示ください。

5. 利用料金

(1) 介護保険の給付対象となるサービスと利用料金

別添をご参照下さい。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービスと利用料金

医療保険で訪問看護を提供した場合

- ・利用料は各種社会保険に基づき利用者から徴収するものとします。

6. 利用料金のお支払方法について

- (1) 請求方法 サービスの利用料金は1ヵ月ごとに計算し、ご請求申し上げます。
- (2) 請求書 毎月15日迄に前月分のご請求書をお渡しいたします。
- (3) 支払方法 銀行振込又は現金支払い
毎月末日迄に、前月分をお支払ください。

7. 利用の中止、変更、追加について

- (1) 利用者は、利用予定日の前に、利用者の都合により、サービスの利用の中止をする場合には、利用者はサービス実施日の前日迄に事業者申し出ることにします。
- (2) 利用日の変更及び追加は、担当のケアマネージャーと協議の上、調整させていただきます。

8. 事故発生時の対応について

利用者のサービス提供中に事故が発生した場合は、以下の対応を行います。

- (1) 利用者に対する最善の処置
- (2) 管理者、居宅介護（介護予防）支援事業者、市町村等へ報告及び連絡
- (3) 利用者及び家族への連絡
- (4) 後の記録及び原因究明並びに再発防止策の検討

9. 緊急時の対応について

- (1) サービス提供中に、利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときには速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告します。

10. 非常災害時の対応について

サービス提供中に非常災害が発生した場合は、当事業所の「非常災害対策マニュアル」に従い、利用者の避難などの措置を講ずるほか、管理者に連絡の上その指示に従うものとしします。

発災の状況により「業務継続計画（BCP）」を発動し各機関・地域と連携して人命の安全確保に努めます。

11. 人権の擁護、虐待の防止について

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業員に対して周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 従業員に対する人権擁護、虐待防止のための研修を定期的実施します。
- (4) 前3号の措置を適切に実施するための担当者を配置します。

担当者：東浦善行

12. 苦情の受付について

- (1) 事業所における苦情の受付

事業所における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

所在地 滋賀県草津市追分南一丁目8番34号

電話番号 077-566-7532

FAX番号 077-566-7533

苦情受付窓口 (担当者) 東浦善行

受付時間 9:00～17:00

- (2) その他

事業所以外にも以下の関係機関にも苦情・相談窓口があります。

(各窓口の連絡先一覧)

窓 口	電 話 番 号
滋賀県国民健康保険団体連合会	(077) 510-6605
滋賀県庁健康医療福祉部医療福祉推進課	(077) 528-3523
草津市役所健康福祉部介護保険課	(077) 561-2369
大津市役所介護保険課	(077) 528-2753
滋賀県運営適正化委員会「あんしん・なっとく委員会」	(077) 567-4107
近畿厚生局滋賀事務所	(077) 526-8114

13. 理学療法士による訪問について

訪問看護ステーションからの理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下、理学療法士等という。）による訪問看護は、その訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりに訪問させるという位置づけのものです。

理学療法士等が中心に訪問看護を提供している場合は、心身の状況や実施した看護の情報を看護職員と理学療法士等が共有するとともに、訪問看護計画書及び訪問看護報告書について、看護職員と理学療法士等が連携し作成します。

訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成にあたり、心身の状態を適切に評価するため、訪問看護サービスの利用開始時や、心身の状態の変化等に合わせた定期的な看護職員による訪問を行います。

14. 第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	あり なし
	なし		

本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

(事業者)

所在地 〒 5 2 5 - 0 0 4 8
滋賀県草津市追分南一丁目7番3号

名 称 株式会社湖楓
訪問看護かえで

代表者 代表取締役 佐藤 亮 印

説明者 氏 名 印

私は、事業者から本書面により、重要事項の説明を受け、本書面を受領しました。

(本人)

住 所 〒 ー

電話

氏 名

印

(代理人)

住 所 〒 ー

電話

氏 名

印

本人との続柄

個人情報等の取り扱いについて

事業者は、私の個人情報について、本人の同意に基づく場合を除いて、下記の利用目的の範囲を越えて使用いたしません。

<利用目的>

1 事業所内における利用目的

- ・利用者に提供する介護医療サービス
- ・介護医療保険事務
- ・入退所入退院等の諸手続き
- ・会計及び経理
- ・介護事故等の報告
- ・利用者への介護医療サービスの向上
- ・介護実習への協力
- ・介護の質の向上を目的とした事例研究
- ・その他、利用者に関わる管理運営事業

2 他事業所への情報提供に係る利用目的

- ・他の介護サービス事業所、医療機関等との連携
- ・他の介護サービス事業所、医療機関等からの照会への回答
- ・利用者への介護サービスのため外部の医師等の意見・助言を求める場合
- ・家族への利用者の様子説明
- ・国民健康保険団体連合会へのレセプト提供
- ・国民健康保険団体連合会又は保険者からの照会への回答
- ・市町村からの要介護認定審査の調査にかかわる照会への回答

(事業者)

所在地	〒 5 2 5 - 0 0 4 8
	滋賀県草津市追分南一丁目7番3号
名 称	株式会社湖楓
	訪問看護かえで
代表者	代表取締役 佐藤 亮 印

私は、事業者から本書面により、「個人情報等の取り扱いについて」に基づいて、その説明を受け、その情報の提供に同意します。

令和 年 月 日

(利用者)

住 所 〒 ー

氏 名

印

電話

(家 族)

住 所 〒 ー

氏 名

印

電話

利用者との続柄